

# 児童扶養手当・特別児童扶養手当について

## ◎児童扶養手当

離婚などで父または母と生計をともにしていない児童や父または母に障害がある児童を支援する制度です。児童が18歳になる年の年度末まで（児童に障害がある場合は20歳になる月まで）、父または母、養育者に支給される手当です。（ただし、事実上の婚姻状態にある場合には支給されません。）

支給額（令和2年4月分より）

	支給月額（所得による）	第2子加算額	第3子以降加算額
全部支給	43,160円	10,190円	6,110円
一部支給	43,150円～10,180円	10,180円～5,100円	6,070円～3,060円

◆手当を受ける資格がなくなる主な場合（該当する場合は速やかに届け出をしてください。）

- ・婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻状態にある場合を含む）したとき
- ・対象児童を養育しなくなったとき
- ・対象児童が施設に入所することになったとき

## ◎特別児童扶養手当

身体または精神に障害のある20歳未満の児童を監護する父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している方に支給される手当です。

支給額（令和2年4月分より）

等級	支給月額（障害の程度による）
1級	52,500円
2級	34,970円

◆手当を受ける資格がなくなる主な場合（該当する場合は速やかに届け出をしてください。）

- ・対象児童が施設に入所することになったとき
- ・対象児童の障害が政令で定める程度でなくなったとき
- ・対象児童が障害を事由とする公的年金を受けようになったとき
- ・対象児童を監護あるいは養育しなくなったとき

【お問い合わせ先】 藤里町町民課 町民福祉係 ☎79-2113

### 【教育委員会】

- ◇次長（上席）・夏井公成（町民課長）
- ◇参事（併任）・村岡徳一（生活環境課長）
- ◇生涯学習係長・細田孝広（学校教育係長）
- ◇学校教育係長・淡路憲（町民課健康推進係長）
- ◇学校教育係園長 藤里幼稚園・安部多貴子（藤里幼稚園）
- ◇学校教育係園長 藤里保育園・菊池美和子（藤里幼稚園）
- ◇学校教育係主査 藤里幼稚園・石岡賞子（藤里保育園）
- ◇学校教育係主査 藤里保育園・田山美佳（藤里幼稚園）
- ◇学校教育係主事 藤里幼稚園・佐々木詩織（新採用）
- ◇生涯学習係主事・岩谷小春（新採用）
- ◇学校教育職員（併任）・児玉淳一（生活環境課環境整備係長）

### 【議世事務局】

- ◇事務局長・小山雅章（税務会計係長）

### 【農業委員会】

- ◇事務局長（併任）・村岡和夫（農林課長）

### 【退職・3月31日付】

- ◇教育委員会 上席次長・川村千昭
- ◇税務会計課 上席課長・安部哲哉
- ◇農林課 上席課長・山田幸喜
- ◇教育委員会 藤里保育園園長・市川久美子
- ◇農林課 専門員・淡路繁忠
- ◇商工観光課 専門員・小山隆久
- ◇総務課 技術手・茂呂利通
- ◇生活環境課 生活環境係主事・平川誉裕

### 【再任用・4月1日付】

- ◇商工観光課 専門員・川村千昭
- ◇総務課 技術専門員・茂呂利通